

## ○中核市・特別区の児童相談所設置支援に関する事項として以下の項目を記載してはどうか。

管内の中核市・特別区が児童相談所が設置できるよう、各都道府県における具体的な支援計画として以下の項目を記載する。

## 【具体的な項目】

## 1 児童相談所設置に向けて計画に記載する事項

- ・都道府県内の中核市・特別区の実態把握の実施時期・方法
- ・実態を踏まえた地域ごとの具体的なスケジュール
- ・都道府県等と中核市・特別区における職員の相互派遣の実施方法・時期 等

## 2 児童相談所設置に向けた取組において留意すべき事項

- ・都道府県と市区合同の協議体の設置などの児童相談所設置に向けた具体的な協議の進め方
- ・都道府県における支援体制の整備や一時保護所の相互利用の方法 等

## ○都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に関する事項として以下の項目を記載してはどうか。

児童相談所における弁護士の配置や各都道府県等(児童相談所)職員向けの研修の実施など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画として以下の項目を記載する。

## 【具体的な項目】

- ・児童相談所における弁護士の配置時期
- ・都道府県等(児童相談所)職員向けの研修の実施方法・時期 等

## ○一時保護の適正化に関する事項として以下の項目を記載してはどうか。

「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護の適正化に向けた計画として以下の項目を記載する。

## 【具体的な項目】

- ・ガイドラインを踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期
- ・一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等の確保策と見込み
- ・一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期 等